

松戸市オープンカウンター試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オープンカウンター方式により松戸市が発注する物品の購入等（印刷の請負により取得する場合を含む。）の見積合わせを試行する場合の取り扱いについて、松戸市財務規則（昭和57年規則第9号、以下「規則」という。）及びその他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品の調達に係る見積合わせにおいて、市が見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(オープンカウンター方式に係る事務の執行者)

第3条 オープンカウンター方式に係る事務は、契約課長が行う。

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、松戸市入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、物品業者として登録されているものでなければならない。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、その他対象物品購入に関し、必要な要件等を設けることができる。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は対象物品購入の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
 - (4) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止措置を受けている者
 - (5) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

(対象となる物品)

第5条 この要領の対象となる物品は、契約課長へ購入等の依頼があったもののうち、原則として、予定価格が規則第137条の2に定める随意契約ができる限度額以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領の対象としないことができる。

- (1) 見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- (2) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないとき。
- (3) 令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- (4) その他、契約課長がオープンカウンター方式による物品の購入等が不相当であると判断したとき。

(案件の公開)

第6条 契約課長はオープンカウンター方式による調達案件の発注情報を次の方法により契約課長が指定した日に公表し、原則として5日以上(閉庁日を除く)の公開期間を設けるものとする。

- (1) 松戸市ホームページでの公表
- (2) 入札室前掲示板での公表
- (3) ちば電子調達システムの入札情報サービスでの公表

2 公開する事項は案件名、規格、数量、納入期限、仕様書及びその他特記事項等とする。

(見積書の提出)

第7条 オープンカウンター方式による見積書の提出は、原則としてちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により、提出期限までに見積書を提出しなければならない。ただし、自然災害等によるパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、直ちに契約課に連絡し了解を得た後に、市指定の見積書を作成の上、開札開始時刻に契約課に持参しなければならない。

2 提出した見積書の書換え、引き換え又は撤回をすることは認めないものとする。

(同等品による参加)

第8条 仕様書等で同等品を認めている場合は、同等品によるオープンカウンター参加を認める。

2 同等品によるオープンカウンター参加を希望する場合は、見積書提出前に同等品の申

請を行い、承認を得るものとする。

- 3 同等品の申請は、市指定の同等品確認書により作成し、当該案件の見積要領に記載された期日までに持参、郵送又はファクシミリにより案件の契約課に提出するものとする。
- 4 同等品の申請があった場合は、当該案件の電子入札システムによる見積書提出開始の前日までに、承認の可否を連絡するものとする。
- 5 前各項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条第1項及び第2項に規定する要件を満たさない者が提出した見積書
 - (2) 同等品の承認を得ずに提出された見積書
 - (3) 金額を訂正した見積書(紙見積りの場合)
 - (4) 見積書の記載及び押印に不備がある見積書(紙見積りの場合)
 - (5) 錯誤により提出されたと認められる見積書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書(紙見積りの場合)
 - (7) 指定した書式以外で提出された見積書(紙見積りの場合)
 - (8) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出した見積書
- 2 前項に定める無効な見積書を提出した者は、再度のオープンカウンター方式による見積合わせに参加できないものとする。

(オープンカウンター方式による見積合わせの成立)

第10条 オープンカウンター方式による見積合わせの見積者が2者以上であるとき、当該見積合わせは成立するものとする。

(再度見積合わせ)

- 第11条 見積合わせの結果、予定価格に達する者がいない場合は、再度見積合わせを行うことができる。
- 2 見積者が1社となった場合は、再度の見積合わせは行わないものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和元年12月1日から施行する。